

## 台風時・地震時等における安全対策について(ご依頼)

日頃より、本校教育活動にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、標記の件につきまして、下記のようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

## 暴風警報・大雨特別警報発令時における安全対策について

①	★当日午前7時現在、吹田市に <u>「暴風警報・大雨特別警報」</u> が発令されている場合	登校を見合わせてください。 (自宅待機)
②	★午前9時までに <u>「暴風警報・大雨特別警報」</u> が解除された場合(9時解除も含む)	<u>午前9時40分までに</u> <u>安全に気をつけて登校させてください。</u> (2時間目から授業を行います。)
③	★午前9時現在で <u>「暴風警報・大雨特別警報」</u> が解除されていない場合	<u>臨時休業</u> にします。
④	☆「大雨特別警報」・「暴風」を伴わない 警報の場合 (例:大雨・洪水警報、雷警報)	原則として、臨時休業とはせず、通常授業を行います。ただし、雨や雷がひどい場合は、登校を見合わせ、安全な状態になり次第、登校させてください。 (この場合は遅刻になりません。)

※登校後に、暴風警報や大雨特別警報が発令された場合は、下記の措置を講じます。

- (1) 安全な状況の場合は、通常通りの下校をします。ただし、校長の判断で下校が早まる場合があります。
- (2) 危険な状況が想定される場合は、教職員が各ポイントに立ち、下校を見守ります。
- (3) 下校が困難な場合は、児童を学校待機といたしますので、保護者によるお迎えをお願いします。  
(さくら連絡網等で連絡いたします。)

## &lt;お願い&gt;

- ※臨時休業かどうかについて、電話で問い合わせることはご遠慮ください。  
※保護者不在の場合の手立てを、児童に徹底しておいてください。

## 地震(余震)発生時における安全対策について

### (1) 突発的な震度5弱以上の大規模地震(余震)が発生した場合

震度5弱	多くの人が、身の安全をを図ろうとする。座りの悪い置物の多くが倒れ、窓ガラスが割れて落ちることもある。
------	--

☆地震発生時期に応じ、下記の対応を基本に適切な措置を講じます。

①	登校時	○学校は <b>臨時休業</b> になります。各家庭で安全確保に努めてください。 (児童は、保護者の管理下におく)
②	登校途上	○建物のそばなど危険な場所を避け、安全な場所に一時避難します。地震がおさまったら、原則として登校し、安全な場所に避難します。
③	在校時	○学校は、児童を安全な場所へ避難誘導します。校内および校区周辺の被害状況を見届け、安全確認の上、保護者に引き渡すまで責任を持って保護・監督を致します。
④	下校途上	○危険な場所を避け、安全な場所に一時避難します。地震がおさまったら、安全に気をつけて帰宅しますので、各家庭で安全確保に努めてください。

※②・③の場合、保護者の方に児童を迎えに来ていただいて下校します。

☆前日に発生した場合・・・ 当日午前7時現在、引き続き余震が発生している場合、教育委員会の指示により、臨時休業の措置をとる場合があります。

### (2) 震度5弱未満の地震(余震)の場合

原則として、臨時休業とはなりません。しかし、学校および校区の被害状況などにより、児童の安全確保の上から臨時休業の措置をとることがあります。

#### \*避難場所(佐井寺・千里山地区)

- ◆一時避難場所・・・地震がおさまった後、余震等の二次災害に備え、住人が自主的に避難するところ  
各小・中学校のグラウンド、総合運動場、佐井寺南が丘公園など
- ◆広域避難地・・・延焼火災などの危険性がある場合に、市の職員、警察官、消防署員の指示・誘導に従い避難するところ  
紫金山公園周辺付近・服部緑地など
- ◆避難所・・・地震などにより家屋が全半壊、全半焼した場合や風水害の時に市が必要に応じて開設するところ  
東佐井寺小など近隣の幼・小・中学校、公民館、総合運動場など

◎吹田市では、震度5弱で『災害警戒本部』が設置され、震度5強以上で『災害対策本部』が設置されます。

暴風警報／大雨特別警報が発令された場合や吹田市で《震度5弱》以上の地震が起きた場合は、さくら連絡網を利用した情報の発信を行います。ただし、地震の場合は、電話やさくら連絡網が利用できない可能性もありますので、そのような場合は正門に情報を掲示します。